

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(47)（略）</p> <p>(48) (一) (一) (R) (二) アミノ (三) (三) ヒドロキシプロピルチオ（プロピオン酸（別名フドステイン）及びその製剤</p> <p>(49) </p> <p>二 (一) (一) (六) (一) (三) (R) (二) アミノ (三) (三) ヒドロキシプロピル (四) (三) メチル (一) (二) (四) ジオキソ (三) (三) (四) ジヒドロピリミジン (一) (二) (H) (一) イルイメチル (二) ベンゾニトリル (別名アログリプチン)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>(50) </p> <p>フルオロ (一) (二) (三) (四) ジフルオロフェニル (一) (二) (三) (四) ピロリジニル (一) (六) フ</p>	<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(47)（略）</p> <p>(48) (一) (一) (一) (R) (二) アミノ (三) (三) ヒドロキシプロピルチオ（プロピオン酸（別名フドステイン）及びその製剤</p> <p>(49) </p> <p>フルオロ (一) (二) (三) (四) ジフルオロフェニル (一) (六) フ</p>

ジヒドロ 四 オキソ 一・八 ナフチリジン 三 カルボ
ン酸（別名トスフロキサシン）、その塩類及びそれらの製剤

(51)|
(57)|
(略)

(58)|
四 アミノ 一（二 メチルプロピル） 一 H イミダゾ
「四・五 c」キノリン（別名イミキモド）及びその製剤で
あつて、四 アミノ 一（二 メチルプロピル） 一 H イ
ミダゾ「四・五 c」キノリン5%以下を含有する外用剤

(59)|
(三S) 三 アミノメチル 五 メチルヘキサン酸（別
名プレガバリン）及びその製剤

(60)|
四 アミノ 六 メトキシ 一 フェニルピリダジニウム
メチル硫酸塩（別名メチル硫酸アメジニウム）及びその製剤

(61)|
(372)|
(略)

(373)|
() N 「四」ニ (一) H テトラゾール 五 イ
ル（フェニル）ベンジル」 N バレリル L バリン（別
名バルサルタン）及びその製剤

ジヒドロ 四 オキソ 一・八 ナフチリジン 三 カルボ
ン酸（別名トスフロキサシン）、その塩類及びそれらの製剤

(50)|
(56)|
(略)

(57)|
四 アミノ 一（二 メチルプロピル） 一 H イミダゾ
「四・五 c」キノリン（別名イミキモド）及びその製剤で
あつて、四 アミノ 一（二 メチルプロピル） 一 H イ
ミダゾ「四・五 c」キノリン5%以下を含有する外用剤

(58)|
四 アミノ 六 メトキシ 一 フェニルピリダジニウム
メチル硫酸塩（別名メチル硫酸アメジニウム）及びその製剤

(59)|
(370)|
(略)

(371)|
() N 「四」ニ (一) H テトラゾール 五 イ
ル（フェニル）ベンジル」 N バレリル L バリン（別
名バルサルタン）及びその製剤

(374) | N 六二 「(ハS) 一・六・七・八 テトラヒドロ

二H インデノ「五・四 b」フラン ハイル」エチル
プロパンアミド(別名ラメルテオン)の製剤であつて一錠中
N 六二 「(ハS) 一・六・七・八 テトラヒドロ二
H インデノ「五・四 b」フラン ハイル」エチル
ロパンアミド八mg以下を含有するもの

(375) | テトラヒドロキシキノン及びその製剤

(376) | }
(431) | (略)

(432) | ビス(四 アセトキシフェニル) シクロヘキシリデンメ
タン(別名シクロフェニル)及びその製剤

(433) | P・P¹ ビス(五 ウリジル)四リン酸エステル(別名ジ
クアホソル)、その塩類及びそれらの製剤

(434) | N 六(ニS) 二 「ビス(カルボキシメチル)アミノ
」三 (四 エトキシフェニル)プロピル N 六二
「ビス(カルボキシメチル)アミノ」エチル」グリシナト(

(372) | テトラヒドロキシキノン及びその製剤

(373) | }
(428) | (略)

(429) | ビス(四 アセトキシフェニル) シクロヘキシリデンメ
タン(別名シクロフェニル)及びその製剤

(430) | N 六(ニS) 二 「ビス(カルボキシメチル)アミノ
」三 (四 エトキシフェニル)プロピル N 六二
「ビス(カルボキシメチル)アミノ」エチル」グリシナト(

五 () ガドリニウム酸 (二) () (別名ガドキシセト酸) 、その
塩類及びそれらの製剤

(435)|
)
(611)|

(略)

五 () ガドリニウム酸 (二) () (別名ガドキシセト酸) 、その
塩類及びそれらの製剤

(431)|
)
(607)|

(略)